

熊 本 県 及 び 市 町 村 職 員 派 遣 要 綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定に基づく県及び市町村職員の派遣に関し必要な事項を定めることにより、県と市町村の連携強化及び職員の資質向上を通じて地方行政運営の推進に資することを目的とする。

（派 遣）

第 2 条 県及び市町村は、前項の目的を達成するため、相互に職員を派遣するものとする。

2 前項の場合、派遣をする県又は市町村（以下「派遣元団体」という。）は、派遣を受ける県又は市町村（以下「派遣先団体」という。）が必要とする人員、職種等を勘案し、派遣する職員を決定するものとする。また、派遣先団体は派遣元団体の要望、派遣職員の職種等を勘案し、所属、役職等を決定するものとする。

（派遣職員）

第 3 条 前条第 1 項の規定に基づき派遣する職員（以下「派遣職員」という。）は、次に該当する者とする。

- (1) 従事する職務に必要な経験年数（原則 9 年以上（大学卒業者にあっては原則 7 年以上））を有する者。ただし、民間企業等での勤務経験又は派遣元団体における複数所属の勤務経験等を踏まえ、業務に必要な企画力及び指導力を有すると県及び市町村が認める者並びに技術職員についてはこの限りでない。
- (2) 行政に関する企画力及び指導力を有している者
- (3) 勤務成績が優秀な者

（派遣期間）

第 4 条 派遣職員の派遣期間は 2 年又は 3 年とする。ただし、特に必要がある場合は、派遣元団体、派遣先団体協議の上、派遣期間を延長し、又は短縮することができる。

（身 分）

第 5 条 派遣職員は、派遣元団体及び派遣先団体の身分を併せ有するものとする。

（給 与）

第 6 条 派遣職員に対する給料及び手当は、派遣元団体が当該団体の関係規程に基づき支給する。ただし、特に必要がある場合は、これによらないことができる。

2 派遣職員に支給された給料及び手当（退職手当を除く。）は、派遣先団体の負担とする。

（旅 費）

第 7 条 派遣職員に対する旅費は、派遣先団体が当該団体の関係規程に基づき支給する。ただし、派遣に伴う赴任旅費及び帰任旅費は、派遣元団体が当該団体の関係規程に基づき支給する。

2 派遣職員に支給された旅費は、派遣先団体の負担とする。

（服 務）

第 8 条 派遣職員の休日、休暇、勤務時間等については、派遣先団体の関係規程を適用するものとする。

(共済組合)

第9条 派遣職員は、派遣元団体の加入する職員共済組合の組合員とし、当該職員に係る共済組合費地方公共団体負担金の納入及び給付事務は派遣元団体が行うものとする。

(福利厚生)

第10条 派遣職員の福利厚生については、派遣先団体において、その団体の職員と同様に取り扱うものとする。

(公務災害補償)

第11条 派遣職員の公務災害補償の手続等については、派遣先団体が行う。

2 派遣職員に係る公務災害補償負担金については、派遣元団体及び派遣先団体が第6条第1項の規定により支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に納入する。

3 地方公務員災害補償基金に払い込まれた負担金は、派遣先団体の負担とする。

(分限及び懲戒)

第12条 派遣職員の分限及び懲戒については、派遣元団体及び派遣先団体がその都度協議して行うものとする。

(通知等)

第13条 派遣先団体は、派遣職員の前月における勤務状況を、毎月5日までに派遣元団体に報告するものとする。

(雑 則)

第14条 この要綱について疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、派遣元団体、派遣先団体協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、施行日以降の新たな職員の派遣について適用する。

附 則

この要綱は、平成9年2月21日から施行し、施行日以降の新たな職員の派遣について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行日以降の新たな職員の派遣について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行し、施行日以降の新たな職員の派遣について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行し、令和2年4月1日以降の新たな職員の派遣について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年２月２４日から施行し、令和４年４月１日以降の新たな職員の派遣について適用する。